

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月6日提出

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】 チャイナ・グッドカンパニー

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限10兆円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

チャイナ・グッドカンパニー

（以下「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜（ ）3.5%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成24年6月7日から平成25年6月6日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の取得申込みの方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

受益権の取得申込みの受付の中止等

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

受付不可日

申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

上海の取引所の休業日

深センの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機

関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

信託金限度額

上限 150億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、これ以外の用語の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

商品分類

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

「その他資産（投資信託証券）」...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

「年1回」...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

「なし」...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドの特色

- 中国経済が、世界経済のけん引役を担いつつある中、今後も長期的かつ持続的な成長が期待される中国本土及び香港の株式市場に上場する中国企業の株式等に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。
 - 中国A株への投資は「中国A株SRI マザーファンド」を通じて、中国A株以外の中国株（中国B株、香港H株、レッドチップ等）への投資は「中国株（除くA株）SRI マザーファンド」を通じて行います。
 - 中国A株への投資は、三井住友信託銀行が取得したQFIIライセンスの投資枠を使い、グループ内の運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントが行います。三井住友信託銀行は、グループ内での投資枠利用を前提として、QFIIライセンスの認可を受けています。
 - 原則として、為替ヘッジは行いません。

? 中国A株とは

中国の国内投資家専用の市場で取引される株式のことです。詳しくは後記「ご参考情報 中国株式市場の概要」をご覧ください。

ファンドのしくみ



※マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある三井住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示等の投資助言を受けます。

? ファミリーファンド方式とは

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、ベビーファンドごとにまとめ、その資金の全部又は一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行うしくみです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
中国A株 SRI マザーファンド	中国の取引所に上場している企業の人民元建て株式	この投資信託は、主として中国の取引所に上場している企業の人民元建て株式に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
中国株(除くA株) SRI マザーファンド	中国(香港を含みます。)の取引所に上場している企業の株式等	この投資信託は、主として中国(香港を含みます。)の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 中国企業への投資にあたっては、上海B株・深センB株（以下、「中国B株」）、香港H株、レッドチップ等に加え、中国の取引所に上場している企業の人民元建て株式（上海A株、深センA株）（以下、「中国A株」）に適格国外機関投資家（QFII）制度を用いて投資します。

? QFIIとは

QFII（Qualified Foreign Institutional Investors）とは、一定の適格条件を満たし、中国証券監督管理委員会の認可を受けた中国国外の機関投資家のことです。中国A株への投資は、基本的に中国の国内投資家のみが可能となっていますが、QFIIも投資を認められています。

+ i ご参考情報

中国A株投資の特長

中国A株へのアクセスを通じ、中国経済成長のダイナミズムを幅広く取り込むことが可能となります。

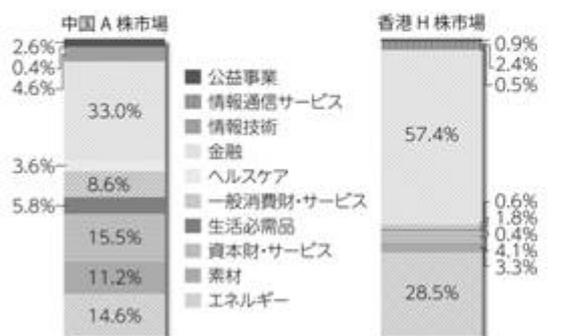
豊富な投資機会

中国A株市場の業種構成は多様化しており、今後の中国経済成長の原動力と期待される内需、インフラ関連企業が多く含まれています。

希少性

国外からはQFIIの一定の認可条件をクリアした一部の機関投資家だけが投資できる希少性の高い市場です。

中国A株市場と香港H株市場の業種別構成比較

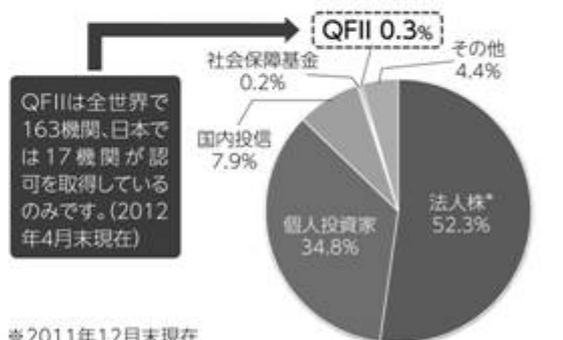


※2012年4月末現在

※業種はGICS(世界産業分類基準)10業種分類

(出所) Bloombergデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

中国A株市場の株主構成



※2011年12月末現在

※浮動株ベース

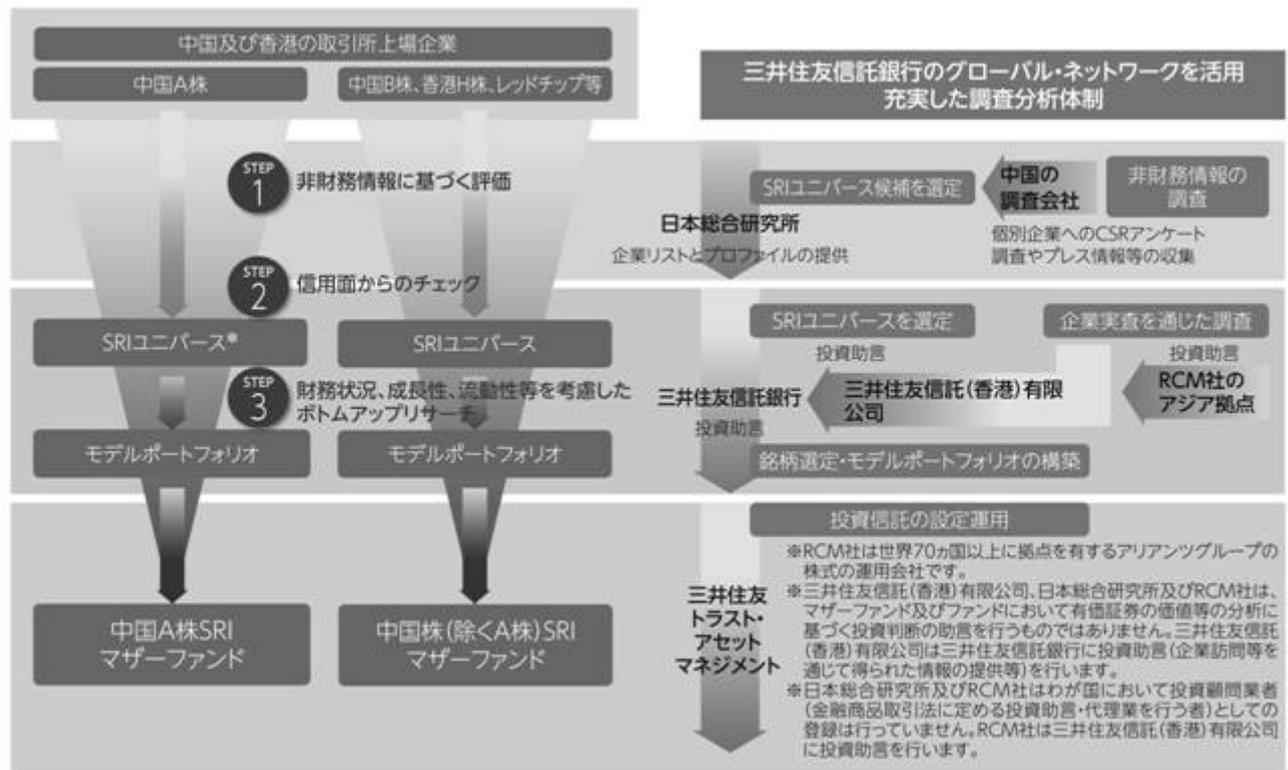
※端数処理の関係で合計値が100%とまらない場合があります。

*国有企業や法人資格を有する社会团体など
(出所) ゴールドマン・サックス社からの提供データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

3. 銘柄の選定に関しては、業績面の評価だけではなく、将来にわたり持続的な成長が期待される企業を、CSR（企業の社会的責任）の観点から選別します。

マザーファンドの投資プロセス

個別企業のリサーチについては、三井住友信託銀行のグローバル・ネットワーク情報を活用します。三井住友信託銀行は、RCM社のアジア拠点のリサーチ機能を活用し、日本総合研究所や現地調査会社によるCSRアンケート等の企業調査を通じて、ボトムアップアプローチによる優良銘柄選定を行います。



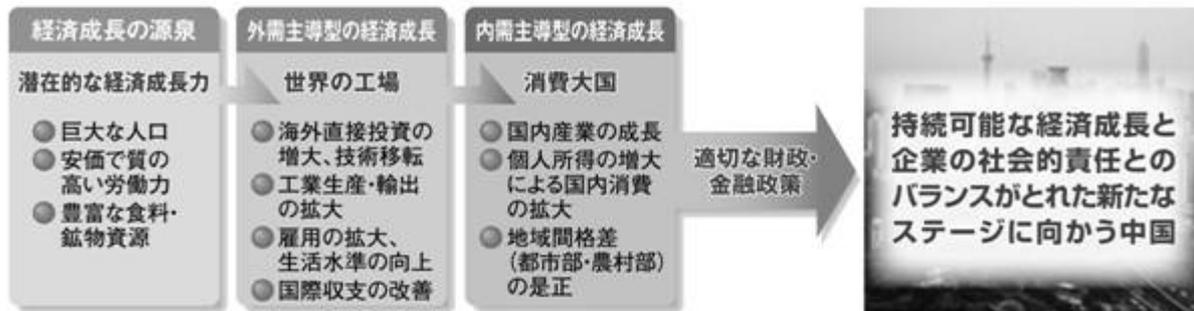
*SRIとは企業の社会的責任(CSR)を重視した投資手法のことです。SRIユニバースとは、CSRの観点から選別した投資対象銘柄群のことです。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

+ i ご参考情報

中国の投資環境

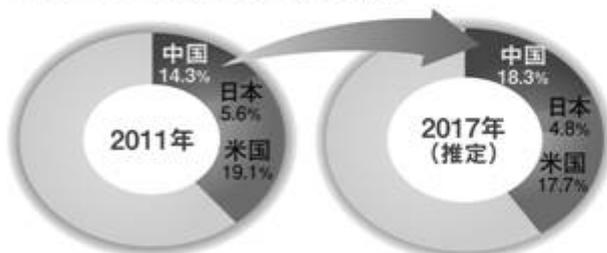
中国は高い潜在成長力を武器に、これまでの外需主導型から内需主導型の経済成長への構造転換期を迎えています。



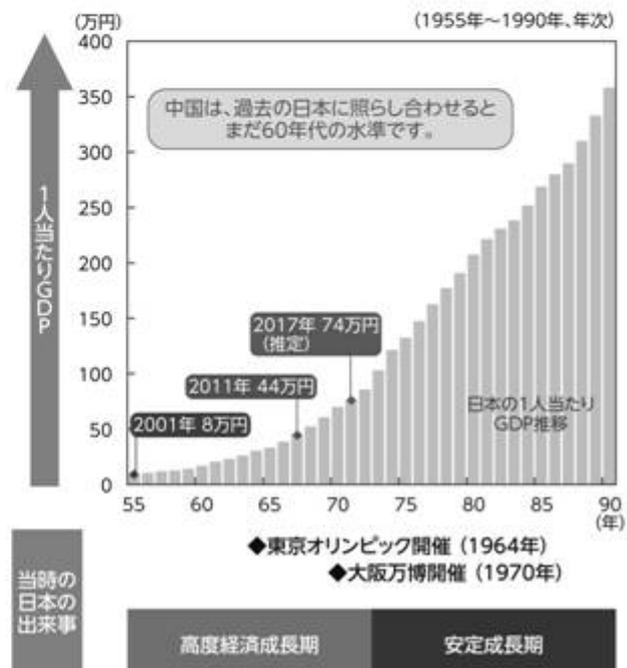
世界経済のけん引役として力強い成長を続ける中国经济

先進国の経済成長率を大きく上回る力強い成長を続けてきた中国は、GDPで世界第2位の規模になるなど世界経済の中で存在感を増しています。現在、中国の1人当たりのGDPはかつての日本の高度成長期の水準であり、今後も持続的な経済成長が期待されています。

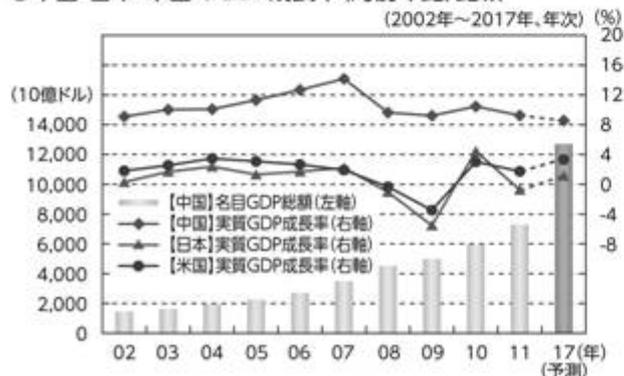
●世界のGDP総額に占める中国の割合



●日本と中国の1人当たりGDP比較



●中国・日本・米国のGDP成長率(対前年比)比較



(出所)総務省、内閣府、IMF World Economic Outlook Database (April 2012)、各種報道資料等を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※「世界のGDP総額に占める中国の割合」は購買力平価(各国の物価水準の違いを補正した為替レート)ベース

※「中国の1人当たりGDP」は米ドル建てデータを2012年4月末の三菱東京UFJ銀行の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算

※実績値及びIMF推定値

+ i ご参考情報

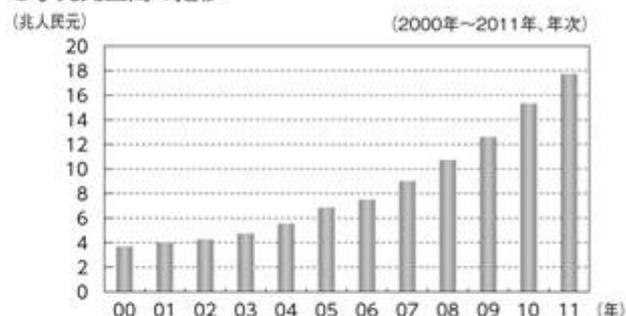
巨大な消費マーケットが生み出す内需の拡大

近年は「世界の工場」として注目されている中、政府の景気刺激策の効果もあり国内消費の拡大が続いています。今後も政府による政策の後押しを受け、個人消費が経済成長のけん引役となることが期待されます。

●都市部と農村部の1人当たりの可処分所得(年間)



●小売売上高の推移



(出所) 中国国家统计局、Bloombergデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

中国株式市場の概要

●市場別時価総額



株式の種類	中国本土市場				香港市場		
	上海A株	深センA株	上海B株	深センB株	H株	レッドチップ	その他
取引通貨	中国人民幣		米ドル	香港ドル	香港ドル		
銘柄数	928	1,453	54	54	168	107	1,241
時価総額	211兆円	94兆円	1.0兆円	1.2兆円	43兆円	43兆円	125兆円
概要	中国の国内投資家専用の市場で取引される株式。2002年12月より制限付きで外国人投資家にも開放。		外国人投資家向けに設立された市場で取引される株式。2001年2月より中国の国内投資家にも開放。		登記場所、主要活動拠点が中国本土にある中国資本の企業の株式。	中国政府機関等の傘下にあるが、法人登記は香港で行われた企業の株式。	H株、レッドチップに該当しない株式。
中国国外の投資家	原則、取引不可 (ただしQFII制度により可能)		取引可能				

(出所) 各証券取引所ホームページ、Bloombergデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※2012年4月末現在

※各市場における時価総額は2012年4月末現在の三菱東京UFJ銀行の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算

※市場別時価総額の割合は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

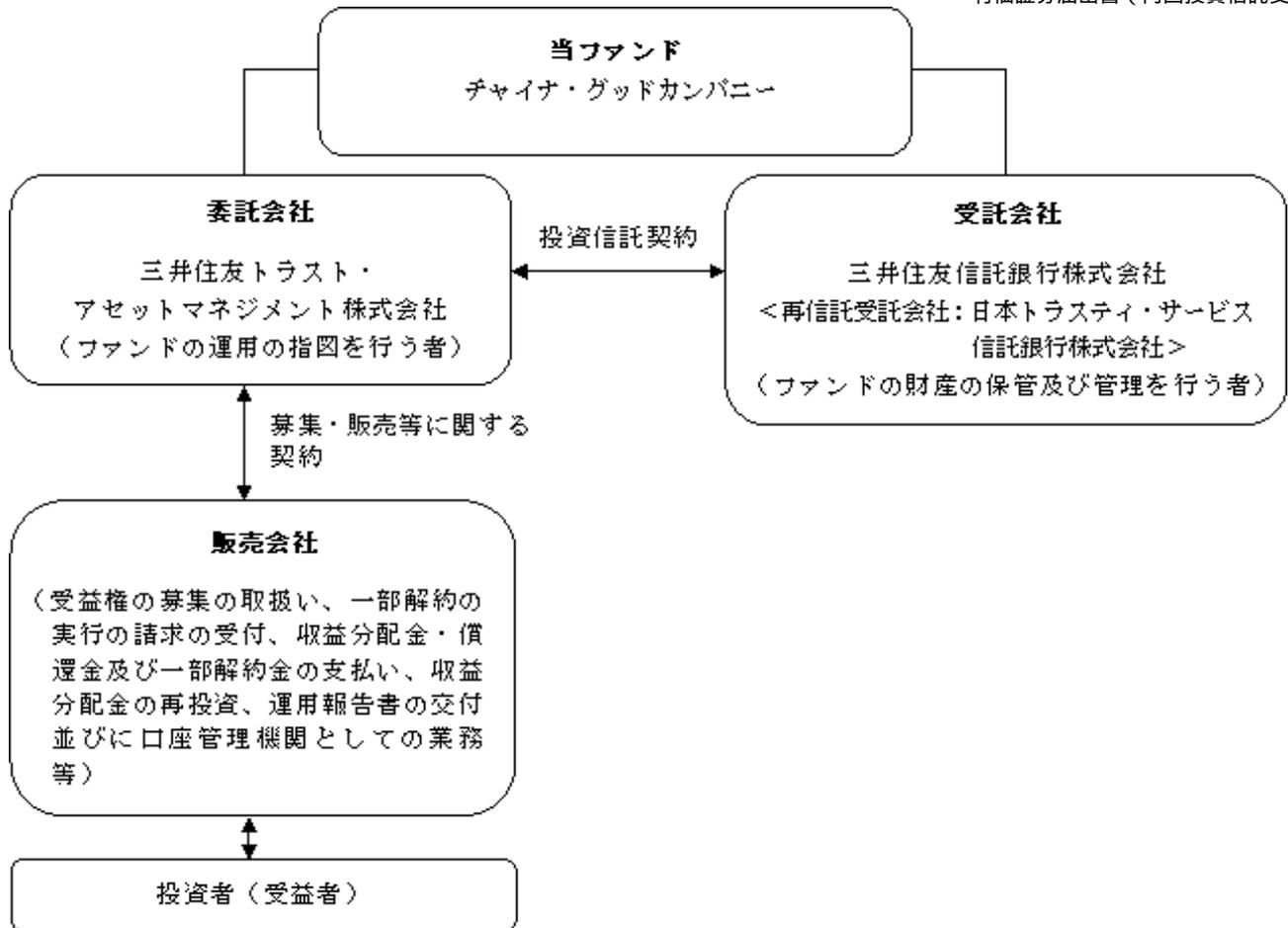
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年3月23日 当ファンド及び当ファンドの主要投資対象である「住信 中国A株SRI マザーファンド」及び「住信 中国株（除くA株）SRI マザーファンド」の投資信託契約締結、設定、運用開始

平成24年4月1日 当ファンドの主要投資対象である「住信 中国A株SRI マザーファンド」の名称を「中国A株SRI マザーファンド」に、「住信 中国株（除くA株）SRI マザーファンド」の名称を「中国株（除くA株）SRI マザーファンド」にそれぞれ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの関係法人



委託会社の概況

イ．資本金の額：3億円（平成24年4月27日現在）

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月 1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 （登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年 4月 1日	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（平成24年4月27日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として「中国A株SRI マザーファンド」及び「中国株（除くA株）SRI マザーファンド」（以下、総称して又は個々に「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下、総称して又は個々に「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- イ．主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ．マザーファンド受益証券への投資を通じて、上海証券取引所や深セン証券取引所等のA株に投資します。また、上海証券取引所や深セン証券取引所等のB株、香港証券取引所の株式（H株、レッドチップ等）にも投資を行います。なお、中国（香港を含みます。）以外の株式市場に上場している中国資本・中国籍の企業の株式等（預託証書（DR）、カントリーファンドを含みます。）に投資することがあります。
- ハ．銘柄選定にあたっては、業績面の評価だけでなく、将来にわたり持続的な成長が期待される企業をCSR（企業の社会的責任）の観点から選別します。
- ニ．株式の実質組入比率は、原則として高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の実質組入比率が高位とならない場合があります。
- ホ．実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- ヘ．マザーファンドの運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- ト．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引、並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- チ．ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限りません。）
 - 3. 金銭債権
 - 4. 約束手形
- ロ．次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、マザーファンド受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号から第11号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの
- ロ．当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）「中国A株SRI マザーファンド」の概要

1．基本方針

この投資信託は、主として中国の取引所に上場している企業の人民元建て株式に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

中国の取引所に上場している企業の人民元建て株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、中国の取引所に上場している企業の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

上海証券取引所や深セン証券取引所等のA株に投資します。

銘柄選定にあたっては、業績面の評価だけでなく、将来にわたり持続的な成長が期待される企業をCSR（企業の社会的責任）の観点から選別します。

株式の組入比率は、原則として高位とし、キャッシュ比率は原則として10%程度を上限とします。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引、並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（参考）「中国株（除くA株）SRI マザーファンド」の概要

1．基本方針

この投資信託は、主として中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、中国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

上海証券取引所や深セン証券取引所等のB株、香港証券取引所の株式（H株、レッドチップ等）（上場予定を含みます。）を中心に投資しますが、中国（香港を含みます。）以外の株式市場に上場している中国資本・中国籍の企業の株式等（預託証書（DR）、カントリーファンドを含みます。）に投資することもあります。

銘柄選定にあたっては、業績面の評価だけでなく、将来にわたり持続的な成長が期待される企業をCSR（企業の社会的責任）の観点から選別します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向・市況動向等によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

運用にあたっては、三井住友信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引、並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)投資制限

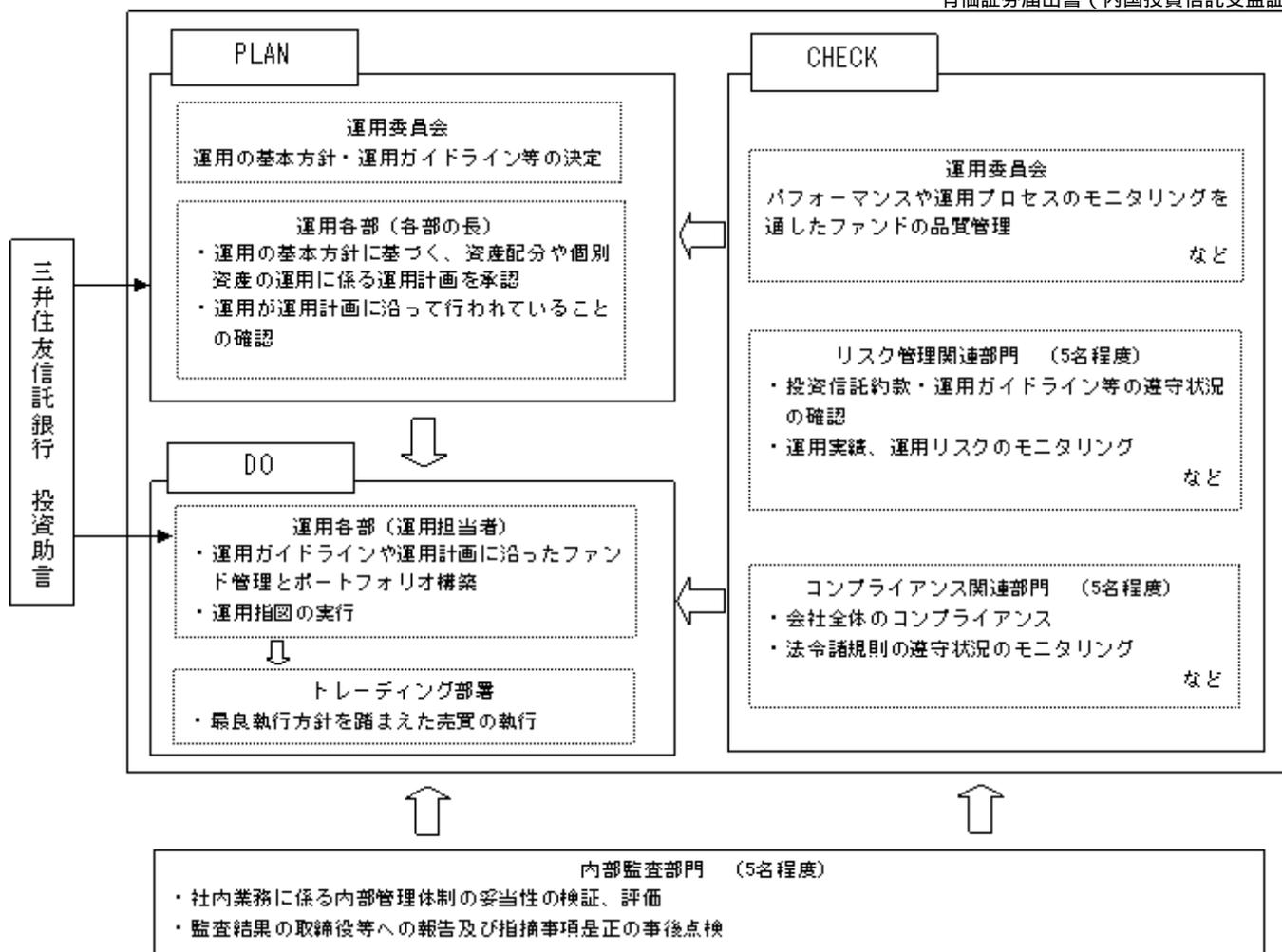
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(3)【運用体制】

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は、以下の通りであり、そのベビーファンドである当ファンドも同様の運用体制となっております。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託先受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は毎年3月15日、ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

イ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ。毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

イ。株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

ロ。投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ハ。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ニ。委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

ホ。委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ。委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）

す。)及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

- ト．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- チ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。
- リ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ヌ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ル．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- フ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ワ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

関連法令に基づく投資制限

イ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

ロ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

人民元建て株式（中国A株）は、三井住友信託銀行が取得した適格国外機関投資家（QFII）としてのライセンスを用いて運用しており、そのライセンスが取り消される等により中国A株への投資が行えなくなった場合には、信託期間中であっても当ファンドは償還されます。また、適格国外機関投資家（QFII）が行う中国株式投資に対する法令、税制等については、今後変更される場合があります。

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います（運用を外部委託しているファンドも含みます。）。

モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。

内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜 3.5%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」（ ）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「第2 管理及び運営 1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.89%（税抜 1.8%）を乗じて得た額とします。その配分は下記の通りです。

委託会社	年率 0.945%	（税抜 0.9%）
販売会社	年率 0.861%	（税抜 0.82%）
受託会社	年率 0.084%	（税抜 0.08%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（ ）として当該基準価額から控除します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税率（内訳）
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、住民税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
平成24年12月31日まで	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金

（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成24年4月27日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成24年4月27日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
中国A株SRI マザーファンド	日本	3,625,746,846	44.24
中国株（除くA株）SRIマザーファンド	日本	4,567,863,708	55.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,705,679	0.02
合計(純資産総額)		8,195,316,233	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

中国A株SRI マザーファンドの投資状況

（平成24年4月27日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	3,549,906,637	97.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		75,667,010	2.09
合計(純資産総額)		3,625,573,647	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

中国株（除くA株）SRIマザーファンドの投資状況

（平成24年4月27日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	中国	3,354,375,484	73.43

	香港	1,013,345,290	22.18
	バミューダ	57,592,969	1.26
	小計	4,425,313,743	96.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		142,742,549	3.12
合計(純資産総額)		4,568,056,292	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】(平成24年4月27日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	中国株(除くA株)SRIマザーファンド	5,459,380,553	0.8846	4,829,729,421	0.8367	4,567,863,708	55.74
日本	親投資信託 受益証券	中国A株SRIマザーファンド	4,518,064,606	0.8295	3,747,734,590	0.8025	3,625,746,846	44.24

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

中国A株SRIマザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	食品・飲料・タバコ	470,500	457.24	215,131,420	454.66	213,919,412	5.90

中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK -A	銀行	1,131,600	158.20	179,025,286	157.39	178,106,597	4.91
中国	株式	SAIC MOTOR CORPORATION LTD-A	自動車・自動車部品	891,418	196.03	174,747,879	195.77	174,518,250	4.81
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - A	銀行	2,837,260	55.64	157,869,686	56.54	160,427,759	4.42
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO- A	保険	641,787	221.27	142,013,600	235.96	151,437,087	4.18
中国	株式	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	公益事業	1,636,600	85.91	140,600,635	83.46	136,594,563	3.77
中国	株式	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	エネルギー	326,886	349.30	114,183,110	355.23	116,119,844	3.20
中国	株式	CITIC SECURITIES CO-A	各種金融	659,950	154.30	101,831,868	169.11	111,607,048	3.08
中国	株式	INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	銀行	586,300	175.29	102,776,513	183.41	107,533,986	2.97
中国	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	資本財	2,493,700	40.95	102,137,962	43.01	107,276,979	2.96
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	183,143	511.97	93,765,553	530.52	97,162,342	2.68
中国	株式	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	素材	1,506,000	65.43	98,538,182	64.40	96,986,400	2.68
中国	株式	YUAN LONGPING HIGH-TECH AG-A	食品・飲料・タバコ	295,000	337.23	99,483,159	311.69	91,950,320	2.54
中国	株式	SINOCHEM INTL CO LTD-A	資本財	895,908	101.23	90,698,859	100.97	90,468,073	2.50
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD -A	不動産	777,900	106.77	83,060,428	115.27	89,673,200	2.47
中国	株式	TANGSHAN JIDONG CEMENT CO-A	素材	350,900	231.71	81,307,460	252.57	88,629,199	2.44
中国	株式	SUNING APPLIANCE CO LTD-A	小売	654,300	131.90	86,303,745	134.20	87,813,341	2.42
中国	株式	ZHEJIANG YASHA DECORATION-A	消費者サービス	217,500	414.51	90,157,906	381.37	82,949,454	2.29
中国	株式	SHANXI LANHUA SCI-TECH-A	エネルギー	130,000	591.83	76,938,680	597.50	77,675,416	2.14
中国	株式	SHENZHEN KAIFA TECHNOLOGY-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	952,000	73.17	69,662,793	81.27	77,371,705	2.13
中国	株式	JIANGSU HONGTU HI-TECH CO-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,222,712	59.68	72,973,250	62.59	76,537,858	2.11
中国	株式	SHANGHAI INDUSTRIAL DEVEL-A	不動産	895,500	78.05	69,896,282	84.87	76,009,323	2.10
中国	株式	CHONGQING BREWERY CO-A	食品・飲料・タバコ	228,200	373.52	85,238,128	323.54	73,833,105	2.04
中国	株式	TIANJIN TASLY PHARMA-CLASS A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	151,686	514.42	78,031,404	486.47	73,791,841	2.04
中国	株式	AISINO CO LTD-A	ソフトウェア・サービス	288,195	255.79	73,718,801	253.09	72,939,848	2.01
中国	株式	BEIJING CAPITAL DEVELOPMEN-A	不動産	455,762	152.91	69,691,518	159.71	72,790,660	2.01
中国	株式	SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	素材	583,500	117.07	68,315,713	121.45	70,870,976	1.95
中国	株式	JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	ヘルスケア機器・サービス	294,500	263.26	77,532,190	235.83	69,452,759	1.92
中国	株式	FUYAO GROUP GLASSIndustr-A	自動車・自動車部品	633,100	111.54	70,616,480	108.83	68,904,071	1.90
中国	株式	DATANG INTL POWER GEN CO-A	公益事業	1,046,916	67.10	70,253,088	65.55	68,634,975	1.89

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	97.91
合計	97.91

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c．投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	5.35
		素材	8.50
		資本財	8.36
		運輸	1.44
		自動車・自動車部品	7.72
		耐久消費財・アパレル	0.51
		消費者サービス	2.29
		小売	2.42
		食品・飲料・タバコ	10.47
		ヘルスケア機器・サービス	1.92
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.27
		銀行	13.71
		各種金融	3.08
		保険	6.86
		不動産	6.58
		ソフトウェア・サービス	2.01
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.77		
公益事業	5.66		
合計			97.91

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

中国株（除くA株）SRIマザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	株式	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	電気通信サービス	443,500	880.73	390,604,642	885.43	392,692,196	8.60
中国	株式	IND&COMM BK OF CHINA-H	銀行	5,227,630	55.75	291,449,782	53.86	281,607,200	6.16
香港	株式	CNOOC LTD-R	エネルギー	1,319,000	179.07	236,200,188	170.49	224,886,862	4.92
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	285,000	656.88	187,213,080	666.82	190,045,125	4.16

中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	1,055,500	171.75	181,285,502	173.00	182,610,366	4.00
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	785,000	221.75	174,075,320	217.56	170,790,880	3.74
中国	株式	CITIC SECURITIES CO LTD-H	各種金融	940,600	165.90	156,048,857	172.38	162,141,380	3.55
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2,494,000	66.00	164,610,484	62.13	154,958,205	3.39
中国	株式	DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD.-H	公益事業	5,294,000	29.70	157,265,681	29.07	153,943,167	3.37
中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING-H	銀行	1,686,000	79.47	133,990,608	80.64	135,970,167	2.98
中国	株式	CHINA COAL ENERGY CO - H	エネルギー	1,503,000	100.93	151,711,317	90.16	135,518,295	2.97
中国	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車・自動車部品	848,000	148.95	126,309,939	158.99	134,825,216	2.95
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,721,000	72.10	124,087,235	78.24	134,652,416	2.95
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	1,134,000	120.61	136,779,519	118.19	134,036,532	2.93
中国	株式	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	資本財	586,000	235.87	138,221,578	226.98	133,011,452	2.91
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD-B	不動産	1,188,949	100.93	120,011,323	106.58	126,726,982	2.77
中国	株式	HUANENG POWER INTL INC-H	公益事業	2,438,000	46.98	114,555,585	46.12	112,461,526	2.46
香港	株式	CHINA RESOURCES ENTERPRISE-R	食品・生活必需品小売り	377,000	315.36	118,894,113	290.78	109,627,076	2.40
香港	株式	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD-R	商業・専門サービス	2,929,000	38.70	113,358,158	37.34	109,375,303	2.39
中国	株式	BEIJING CAPITAL LAND LTD-H	不動産	3,864,000	22.76	87,971,185	24.99	96,597,681	2.11
中国	株式	WEICHAI POWER CO LTD-H	資本財	256,000	405.32	103,763,200	377.08	96,533,248	2.11
中国	株式	CHINA EASTERN AIRLINES CO-H	運輸	3,532,000	27.56	97,343,138	26.98	95,317,377	2.09
中国	株式	SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H	運輸	2,572,000	35.04	90,125,452	33.89	87,166,108	1.91
中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	エネルギー	233,000	371.33	86,519,890	352.50	82,132,966	1.80
中国	株式	CHINA TELECOM CORP LTD-H	電気通信サービス	1,780,000	47.27	84,156,976	42.99	76,523,268	1.68
中国	株式	ZTE CORP-H	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	377,600	237.44	89,658,099	201.66	76,150,138	1.67
中国	株式	ANGANG STEEL CO LTD-H	素材	1,300,000	50.89	66,157,420	56.06	72,885,280	1.60
中国	株式	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	資本財	2,123,000	29.07	61,734,292	32.32	68,618,332	1.50
中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	1,704,000	39.01	66,482,923	37.86	64,522,300	1.41
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	1,875,800	35.04	65,729,907	33.89	63,571,612	1.39

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b . 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	96.88
合計	96.88

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c . 投資株式の業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	12.62
		素材	4.02
		資本財	9.03

	商業・専門サービス	2.39
	運輸	3.99
	自動車・自動車部品	3.41
	耐久消費財・アパレル	1.70
	食品・生活必需品小売り	2.40
	銀行	19.34
	各種金融	3.55
	保険	7.90
	不動産	5.81
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.61
	電気通信サービス	10.27
	公益事業	5.83
合計		96.88

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成23年 3月15日)	(分配付)	11,112,103,402	(分配付)	9,343
	(分配落)	11,112,103,402	(分配落)	9,343
第2期計算期間末 (平成24年 3月15日)	(分配付)	8,176,185,115	(分配付)	8,215
	(分配落)	8,176,185,115	(分配落)	8,215
平成23年 4月末日		10,022,488,168		9,585
5月末日		8,807,065,427		8,900
6月末日		7,875,510,846		8,799
7月末日		6,903,346,907		8,559
8月末日		5,827,128,050		7,774
9月末日		5,175,398,840		6,854
10月末日		5,869,686,797		7,383
11月末日		5,840,169,849		7,162
12月末日		5,665,172,619		6,816
平成24年 1月末日		6,037,469,464		7,142
2月末日		7,650,768,130		8,141
3月末日		7,817,802,460		7,581
4月末日		8,195,316,233		7,806

【分配の推移】

期 間	1 万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間（平成22年 3月23日～平成23年 3月15日）	0
第2期計算期間（平成23年 3月16日～平成24年 3月15日）	0

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間（平成22年 3月23日～平成23年 3月15日）	6.6
第2期計算期間（平成23年 3月16日～平成24年 3月15日）	12.1

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（参考情報）

当初設定日：2010年3月23日

作成基準日：2012年4月27日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	7,806円
純資産総額	82億円

〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	2.97%
3ヶ月	9.30%
6ヶ月	5.73%
1年	-18.56%
3年	-
5年	-
設定来	-21.94%

※上記は作成基準日からの期間です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

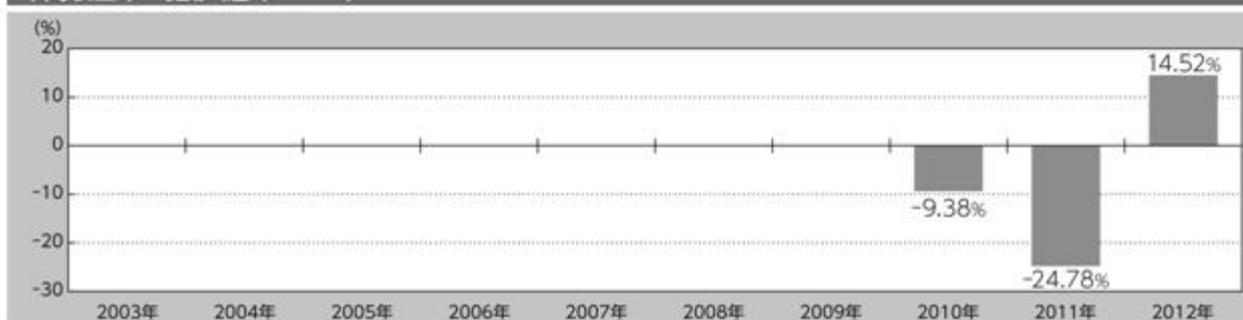
決算期	2011年3月	2012年3月	-	-	-
分配金	0円	0円	-	-	-

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	実質投資比率
中国株 (除くA株)SRI マザーファンド	55.7%	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	香港	株式	電気通信サービス	4.8%
		IND&COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	銀行	3.4%
		CNOOC LTD-R	香港	株式	エネルギー	2.7%
		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	保険	2.3%
		CHINA MERCHANTS BANK-H	中国	株式	銀行	2.2%
中国A株SRI マザーファンド	44.2%	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	中国	株式	食品・飲料・タバコ	2.6%
		CHINA MERCHANTS BANK -A	中国	株式	銀行	2.2%
		SAIC MOTOR CORPORATION LTD-A	中国	株式	自動車・自動車部品	2.1%
		IND & COMM BK OF CHINA - A	中国	株式	銀行	2.0%
		CHINA LIFE INSURANCE CO- A	中国	株式	保険	1.8%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2010年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2012年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期計算期間 (平成22年 3月23日 ~ 平成23年 3月15日)	14,366,728,425	2,473,288,583	11,893,439,842
第2期計算期間 (平成23年 3月16日 ~ 平成24年 3月15日)	6,572,823,298	8,513,937,415	9,952,325,725

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定又は解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込手続

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約又は規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

上記手続の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)申込みの受付

申込期間中において、販売会社の営業日にお申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3)申込単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「(1)申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

(4)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5)申込手数料

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。

(6)申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

(7)受付不可日

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

上海の取引所の休業日

深センの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

(8) 申込受付の中止等

分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

(9) その他

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約手続

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 一部解約の受付

一部解約の実行の請求の受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

(3) 解約単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

(4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

(5) 一部解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

(6) 受付不可日

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

上海の取引所の休業日

深センの取引所の休業日

香港の取引所の休業日

(7) 一部解約受付の中止等

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記

(2)による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8)その他

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

主要な投資対象資産の評価方法

イ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年3月23日から平成32年3月16日までとします。

ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了

させることがあります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

ただし、第1計算期間は平成22年3月23日から平成23年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了

イ．委託会社の所定の手続きによる終了

(イ) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(ハ) 委託会社は、主要投資対象とする「中国A株SRI マザーファンド」において、人民元建て株式の保有が不可能となった場合には、わが国の公社債等に投資を行うことによる安定運用に順次切替を行い、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ニ) 所定の手続き

a. 委託会社は、上記（イ）、（ロ）及び（ハ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記（イ）及び（ロ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ロ．監督官庁の命令に伴う取扱い

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ハ．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託

会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

二．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記 の規定に従い、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ハ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- チ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、上記イ．からト．の規定に従います。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、上記イ．（ハ）b.又は ロ．に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記

載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知っている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託財産の管理

イ．混蔵寄託

金融機関又は金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

ロ．信託財産の登記等及び記載等の留保等

- （イ）信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- （ロ）上記（イ）ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- （ハ）信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- （ニ）動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き等

委託会社が販売会社と締結している投資信託受益権の取扱に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会

社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者は、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年3月23日から平成23年3月15日まで)及び第2期計算期間(平成23年3月16日から平成24年3月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(3) 住信アセットマネジメント株式会社は平成24年4月1日をもって中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しております。

平成24年4月1日をもって「住信 中国A株SRI マザーファンド」は「中国A株SRI マザーファンド」に、「住信中国株（除くA株）SRI マザーファンド」は「中国株（除くA株）SRI マザーファンド」に、それぞれファンド名称を変更しました。

1【財務諸表】

チャイナ・グッドカンパニー

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成23年3月15日現在)	第2期 (平成24年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	130,672,934	212,446,854
親投資信託受益証券	11,095,840,272	8,171,255,953
未収入金	14,099,204	-
未収利息	207	352
流動資産合計	11,240,612,617	8,383,703,159
資産合計	11,240,612,617	8,383,703,159
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,622,557	150,602,651
未払受託者報酬	4,019,284	2,512,748
未払委託者報酬	86,414,585	54,024,043
その他未払費用	452,789	378,602
流動負債合計	128,509,215	207,518,044
負債合計	128,509,215	207,518,044
純資産の部		
元本等		
元本	11,893,439,842	9,952,325,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	781,336,440	1,776,140,610
元本等合計	11,112,103,402	8,176,185,115
純資産合計	11,112,103,402	8,176,185,115
負債純資産合計	11,240,612,617	8,383,703,159

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成22年 3 月23日 至 平成23年 3 月15日)	第2期 (自 平成23年 3 月16日 至 平成24年 3 月15日)
営業収益		
受取利息	26,924	34,961
有価証券売買等損益	391,638,978	665,803,658
営業収益合計	391,612,054	665,768,697
営業費用		
受託者報酬	7,246,668	6,059,655
委託者報酬	155,803,281	130,282,445
その他費用	452,789	378,602
営業費用合計	163,502,738	136,720,702
営業利益又は営業損失（ ）	555,114,792	802,489,399
経常利益又は経常損失（ ）	555,114,792	802,489,399
当期純利益又は当期純損失（ ）	555,114,792	802,489,399
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	101,230,476	589,523,367
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	781,336,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,126,323	806,076,165
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,126,323	806,076,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	366,578,447	1,587,914,303
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	366,578,447	1,587,914,303
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	781,336,440	1,776,140,610

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 (自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	第2期 (自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (平成23年 3月15日現在)	第2期 (平成24年 3月15日現在)
1. 期首元本額	5,215,154,092円	11,893,439,842円
期中追加設定元本額	9,151,574,333円	6,572,823,298円
期中一部解約元本額	2,473,288,583円	8,513,937,415円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を781,336,440 円下回っております。	純資産額は、元本を 1,776,140,610円下回っており ます。
3. 計算期間末日における受益権の総数	11,893,439,842口	9,952,325,725口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 (自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	第2期 (自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収 益(0円)、経費控除後繰越欠損補填後の有 価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (6,021,480円)及び分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は6,021,480円 (1万口当たり5円06銭)であります。分 配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における経費控除後の配当等収 益(0円、本ファンドに帰属すべき親投資信 託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越 欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、 収益調整金(5,790,455円)及び分配準備 積立金(0円)により、分配対象収益は 5,790,455円(1万口当たり5円81銭)で あります。分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 (自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	第2期 (自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として「住信 中国A株SRI マザーファンド」受益証券および「住信 中国株（除くA株）SRI マザーファンド」受益証券への投資を通じて、中華人民共和国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク ・ カントリーリスク	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価に関する事項

項目	第1期 （平成23年 3月15日現在）	第2期 （平成24年 3月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	a.親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	a.親投資信託受益証券 同左
	b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第1期 (平成23年 3月15日現在)	第2期 (平成24年 3月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	373,438,542	378,765,720
合 計	373,438,542	378,765,720

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 (平成23年 3月15日現在)	第2期 (平成24年 3月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成22年 3月23日 至平成23年 3月15日)	第2期 (自平成23年 3月16日 至平成24年 3月15日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

第1期 (平成23年 3月15日現在)	第2期 (平成24年 3月15日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9343円 (1万口当たり純資産額 = 9,343円)	1口当たり純資産額 = 0.8215円 (1万口当たり純資産額 = 8,215円)

(4)【附属明細表】(平成24年3月15日現在)

1)有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託受益証券	住信 中国A株SRI マザーファンド	4,518,064,606	3,747,734,590
	住信 中国株(除くA株) SRI マザーファンド	4,962,442,633	4,423,521,363
合計		9,480,507,239	8,171,255,953

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「チャイナ・グッドカンパニー」は、「住信 中国A株SRI マザーファンド」、「住信 中国株(除くA株) SRI マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これらマザーファンドの受益証券です。

これらマザーファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 中国A株SRI マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	126,142,975	122,723,502
コール・ローン	5,019,929	1,021,583
株式	4,196,161,742	3,623,901,130
未収利息	7	1
流動資産合計	4,327,324,653	3,747,646,216
資産合計	4,327,324,653	3,747,646,216
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	4,523,044,686	4,518,064,606

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	195,720,033	770,418,390
元本等合計	4,327,324,653	3,747,646,216
純資産合計	4,327,324,653	3,747,646,216
負債純資産合計	4,327,324,653	3,747,646,216

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	(自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
1. 期首元本額	4,600,000,000円	4,523,044,686円
期中追加設定元本額		
期中一部解約元本額	76,955,314円	4,980,080円
期末元本額	4,523,044,686円	4,518,064,606円
元本額の内訳		
チャイナ・グッドカンパニー	4,523,044,686円	4,518,064,606円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を195,720,033円下回っております。	純資産額は、元本を770,418,390円下回っております。
3. 計算期間末日における受益権の総数	4,523,044,686口	4,518,064,606口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日）	（自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として中華人民共和国の取引所に上場している企業の人民元建株式に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク ・ カントリーリスク	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年 3月15日現在）	（平成24年 3月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	a. 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	a. 株式 同左

	b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---	----------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	85,718,355	185,680,373
合計	85,718,355	185,680,373

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成22年 3月23日 至平成23年 3月15日)	(自平成23年 3月16日 至平成24年 3月15日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9567円 (1万口当たり純資産額 = 9,567円)	1口当たり純資産額 = 0.8295円 (1万口当たり純資産額 = 8,295円)

(3) 附属明細表 (平成24年3月15日現在)

1) 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
中国元	AISINO CO LTD-A	229,195	20.27	4,645,782.65	
	BANK OF BEIJING CO LTD -A	979,100	10.16	9,947,656.00	
	BANK OF CHINA LTD-A	1,300,000	3.04	3,952,000.00	

BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	1,506,000	5.08	7,650,480.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO- A	837,787	17.18	14,393,180.66	
CHINA MERCHANTS BANK -A	1,130,200	12.31	13,912,762.00	
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	230,000	17.65	4,059,500.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	2,493,700	3.18	7,929,966.00	
CHINA VANKE CO LTD -A	777,900	8.29	6,448,791.00	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	1,554,800	6.68	10,386,064.00	
CITIC SECURITIES CO-A	659,950	11.98	7,906,201.00	
DATANG INTL POWER GEN CO-A	1,046,916	5.21	5,454,432.36	
FUYAO GROUP GLASS INDUSTR-A	633,100	8.66	5,482,646.00	
GD MIDEA HOLDING CO LTD -A	641,500	13.61	8,730,815.00	
IND & COMM BK OF CHINA - A	3,618,660	4.32	15,632,611.20	
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	586,300	13.61	7,979,543.00	
JIANGSU HONGTU HI-TECH CO-A	630,000	4.70	2,961,000.00	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	294,500	20.44	6,019,580.00	
MESNAC CO LTD -A	515,300	14.92	7,688,276.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	183,143	39.75	7,279,934.25	
SAIC MOTOR CORPORATION LTD-A	891,418	15.22	13,567,381.96	
SHANDONG DONG-E E-JIAO-A	128,800	43.37	5,586,056.00	
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	750,000	9.14	6,855,000.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL DEVEL-A	895,500	6.06	5,426,730.00	
SHANGHAI INTERNATIONAL POR-A	950,000	3.05	2,897,500.00	
SHANXI LANHUA SCI-TECH-A	130,000	45.95	5,973,500.00	
SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	326,886	27.12	8,865,148.32	
SINOCHEM INTL CO LTD-A	895,908	7.86	7,041,836.88	
SUNING APPLIANCE CO LTD-A	604,300	10.23	6,181,989.00	
TANGSHAN JIDONG CEMENT CO-A	418,900	17.99	7,536,011.00	
TIANJIN TASLY PHARMA-CLASS A	174,386	39.94	6,964,976.84	
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	504,300	35.50	17,902,650.00	
XI'AN AIRCRAFT INTL CORP-A	220,000	8.80	1,936,000.00	
YUAN LONGPING HIGH-TECH AG-A	262,000	26.53	6,950,860.00	
ZHEJIANG YASHA DECORATION-A	207,000	32.20	6,665,400.00	
ZTE CORP-A	250,000	17.11	4,277,500.00	
合計	27,457,449		273,089,761.12 (3,623,901,130)	

(注1)各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における()内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
中国元	株式 36銘柄	100.0%	100.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「住信 中国株（除くA株）SRIマザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年 3月15日現在）	（平成24年 3月15日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	233,153,631	82,364,476
コール・ローン	36,789,624	7,060,371
株式	6,512,846,923	4,203,828,790
派生商品評価勘定	10,000	
未収入金		220,119,306
未収利息	58	11
流動資産合計	6,782,800,236	4,513,372,954
資産合計	6,782,800,236	4,513,372,954
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,000	100,600
未払金		89,840,785
未払解約金	14,099,204	
流動負債合計	14,104,204	89,941,385
負債合計	14,104,204	89,941,385
純資産の部		
元本等		
元本	6,964,341,415	4,962,442,633
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	195,645,383	539,011,064
元本等合計	6,768,696,032	4,423,431,569
純資産合計	6,768,696,032	4,423,431,569
負債純資産合計	6,782,800,236	4,513,372,954

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	(自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。	(1) 株式 同左 (2) 外国為替予約 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成23年 3月15日現在)	(平成24年 3月15日現在)
1. 期首元本額	615,154,092円	6,964,341,415円
期中追加設定元本額	7,344,063,860円	4,016,472,701円
期中一部解約元本額	994,876,537円	6,018,371,483円
期末元本額	6,964,341,415円	4,962,442,633円
元本額の内訳		
チャイナ・グッドカンパニー	6,964,341,415円	4,962,442,633円
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を195,645,383円下回っております。	純資産額は、元本を539,011,064円下回っております。
3. 計算期間末日における受益権の総数	6,964,341,415口	4,962,442,633口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日)	(自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日)

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として中華人民共和国（香港を含みます。）の取引所に上場している企業の株式等に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク ・ 為替変動リスク ・ カントリーリスク	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含みます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年 3月15日現在）	（平成24年 3月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	a. 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	a. 株式 同左

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	（平成23年 3月15日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 香港ドル	31,505,000		31,500,000	5,000
合計		31,505,000		31,500,000	5,000

（注）時価の算定方法

前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

通貨関連

区分	種類	（平成24年 3月15日現在）			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 香港ドル	21,539,400		21,640,000	100,600
合計		21,539,400		21,640,000	100,600

（注）時価の算定方法

前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年 3月23日 至 平成23年 3月15日）	（自 平成23年 3月16日 至 平成24年 3月15日）
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

（1口当たり情報）

（平成23年 3月15日現在）	（平成24年 3月15日現在）
1口当たり純資産額 = 0.9719円 （1万口当たり純資産額 = 9,719円）	1口当たり純資産額 = 0.8914円 （1万口当たり純資産額 = 8,914円）

(3) 附属明細表（平成24年3月15日現在）

1) 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,170,000	3.73	8,094,100.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	1,875,800	3.35	6,283,930.00	
	BEIJING CAPITAL LAND LTD-H	638,000	2.35	1,499,300.00	
	CHINA COAL ENERGY CO - H	1,503,000	9.65	14,503,950.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,856,000	6.31	24,331,360.00	
	CHINA EASTERN AIRLINES CO-H	1,500,000	2.87	4,305,000.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD-R	3,409,000	3.70	12,613,300.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	785,000	21.20	16,642,000.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	718,500	16.96	12,185,760.00	
	CHINA MOBILE (HONG KONG) LIMITED-R	477,000	84.20	40,163,400.00	
	CHINA NATIONAL MATERIALS-H	1,691,000	3.35	5,664,850.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	2,123,000	2.78	5,901,940.00	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISE-R	377,000	30.15	11,366,550.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO -H	233,000	35.50	8,271,500.00	
	CHINA TELECOM CORP LTD-H	1,780,000	4.52	8,045,600.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	1,188,949	9.65	11,473,357.85	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	782,000	15.78	12,339,960.00	
	CNOOC LTD-R	1,475,000	17.12	25,252,000.00	
	DATANG INTL POWER GENERATION CO.LTD. -H	5,294,000	2.84	15,034,960.00	
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	848,000	14.24	12,075,520.00	
	GUANGZHOU SHIPYARD INTL CO-H	842,000	8.03	6,761,260.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	842,000	4.83	4,066,860.00	
	IND&COMM BK OF CHINA-H	5,227,630	5.33	27,863,267.90	
	LENOVO GROUP LTD	1,276,000	6.81	8,689,560.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	936,000	11.60	10,857,600.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	285,000	62.80	17,898,000.00	
	SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H	2,572,000	3.35	8,616,200.00	
	SINOFERT HOLDINGS LTD	2,800,000	2.24	6,272,000.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM-H	1,864,000	2.98	5,554,720.00	
	WEICHAJ POWER CO LTD-H	256,000	38.75	9,920,000.00	
WEIQIAO TEXTILE CO LTD-H	874,800	4.79	4,190,292.00		
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	586,000	22.55	13,214,300.00		
ZTE CORP-H	377,600	22.70	8,571,520.00		
合計		51,463,279		388,523,917.75 (4,203,828,790)	

(注1)各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における()内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
香港ドル	株式 33銘柄	100.0%	100.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成24年4月27日現在)

資産総額	8,243,714,523 円
負債総額	48,398,290 円
純資産総額 (-)	8,195,316,233 円
発行済口数	10,499,158,417 口
1口当たり純資産額 (/)	0.7806 円
1万口当たり純資産額	7,806 円

(参考情報)

中国A株SRI マザーファンド

資産総額	3,625,573,647 円
負債総額	円
純資産総額 (-)	3,625,573,647 円
発行済口数	4,518,064,606 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8025 円
1万口当たり純資産額	8,025 円

中国株(除くA株)SRIマザーファンド

資産総額	4,924,303,284 円
負債総額	356,246,992 円
純資産総額 (-)	4,568,056,292 円
発行済口数	5,459,380,553 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8367 円
1万口当たり純資産額	8,367 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成24年4月27日現在）

資本金の額	: 3億円
発行可能株式総数	: 12,000株
発行済株式総数	: 3,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	: 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づいて、運用各部において資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定し、運用各部の長が承認します。

[DO（実行）]

運用各部の運用担当者は、運用ガイドラインや運用計画に沿って、ポートフォリオ構築及びファンド管理、運用の指図を行います。売買の執行は、運用各部から独立したトレーディング部署が行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用各部の長は、運用が運用計画に沿って行われているかの確認を行います。

毎月開催される運用委員会では、パフォーマンスや運用プロセスのモニタリングを通じて、ファンドの品質管理を行います。

また、運用に関するリスク管理と法令遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理関連部門及びコンプライアンス関連部門が担当し、これを運用部門及び取締役等にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持するよう努めます。

さらに、内部監査部門は、委託会社の業務全般について内部管理体制の妥当性を検証、評価します。その評価結果を取締役等へ報告するとともに、指摘事項の是正状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成24年4月27日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	298	3,745,320
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	675
単位型公社債投資信託	0	0
合計	303	3,745,995

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2	5,642,056	2	6,223,302
前払金		6,819		-
前払費用		35,081		34,720
未収委託者報酬		942,664		953,916
未収運用受託報酬		48,083		42,516
繰延税金資産		44,119		50,152
その他		129		34
流動資産合計		6,718,954		7,304,641
固定資産				
有形固定資産				
建物		49,765		38,802
器具備品		26,485		27,919
有形固定資産合計	1	76,250	1	66,721
無形固定資産				
ソフトウェア		95,682		91,774
その他無形固定資産		126		1,415
無形固定資産合計		95,808		93,189
投資その他の資産				
投資有価証券		245,516		239,090
敷金・保証金		238,033		228,451
長期前払費用		449		409
繰延税金資産		55,356		80,017
その他の投資		225		195
投資その他の資産合計		539,579		548,164
固定資産合計		711,639		708,076
資産合計		7,430,593		8,012,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
--	-------------------------	--	-------------------------	--

負債の部				
流動負債				
預り金		16,838		18,485
未払金		520,453		495,343
未払収益分配金		130		130
未払手数料	2	454,590	2	452,781
その他未払金		65,733		42,432
未払費用	2	126,959	2	135,706
未払法人税等		174,433		220,711
未払消費税等		11,758		25,316
賞与引当金		70,599		79,835
流動負債合計		921,042		975,399
固定負債				
退職給付引当金		122,901		171,115
固定負債合計		122,901		171,115
負債合計		1,043,943		1,146,514
純資産の部				
株主資本				
資本金		300,000		300,000
利益剰余金				
利益準備金		50,500		53,500
その他利益剰余金				
別途積立金		5,100,000		5,100,000
繰越利益剰余金		942,449		1,421,205
利益剰余金合計		6,092,949		6,574,705
株主資本合計		6,392,949		6,874,705
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		6,299		8,501
評価・換算差額等合計		6,299		8,501
純資産合計		6,386,650		6,866,203
負債・純資産合計		7,430,593		8,012,717

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

営業収益				
委託者報酬		8,637,673		8,619,288
運用受託報酬		108,227		126,038
営業収益合計		8,745,901		8,745,326
営業費用				
支払手数料	1	4,414,750	1	4,301,606
広告宣伝費		123,104		67,247
公告費		2,520		2,744
受益証券発行費		95		-
調査費		835,300		898,998
調査費		85,751		87,937
委託調査費		747,629		809,173
図書費		1,918		1,887
営業雑経費		650,397		640,623
通信費		10,735		11,303
印刷費		164,695		152,354
協会費		9,726		10,102
諸会費		594		594
情報機器関連費		429,265		433,365
その他営業雑経費		35,380		32,903
営業費用合計		6,026,169		5,911,221
一般管理費				
給料		1,313,847		1,315,974
役員報酬		34,470		38,295
給料・手当		1,098,871		1,062,048
賞与		180,505		215,631
退職給付費用		52,327		63,772
役員退職慰労金		1,980		-
福利費		148,136		156,648
交際費		1,771		1,350
旅費交通費		43,688		31,880
租税公課		17,962		17,981
不動産賃借料		238,033		238,033
寄付金		3,745		7,972
減価償却費		58,878		57,385
敷金償却		-		2,804
諸経費		101,459		91,394
一般管理費合計		1,981,829		1,985,197

営業利益	737,901	848,907
------	---------	---------

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		1,046		1,280
有価証券利息		257		-
受取利息	1	6,564	1	14,783
投資有価証券売却益		1,179		756
その他		3,344		1,877
営業外収益合計		12,393		18,697
営業外費用				
投資有価証券売却損		12,836		480
固定資産除却損	2	1,136		-
その他		820		242
営業外費用合計		14,794		722
経常利益		735,501		866,883
特別損失				
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額		-		6,776
特別損失合計		-		6,776
税引前当期純利益		735,501		860,106
法人税、住民税及び事業税		333,431		377,534
法人税等調整額		30,837		29,183
法人税等合計		302,594		348,350
当期純利益		432,906		511,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		300,000		300,000
当期変動額				

当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	47,500	50,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,100,000	5,100,000
当期変動額		
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	1,000,000	-
当期末残高	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,542,542	942,449
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	432,906	511,755
別途積立金の積立	1,000,000	-
当期変動額合計	600,093	478,755
当期末残高	942,449	1,421,205
利益剰余金合計		
前期末残高	5,690,042	6,092,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,092,949	6,574,705
株主資本合計		
前期末残高	5,990,042	6,392,949
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755

当期末残高	6,392,949	6,874,705
-------	-----------	-----------

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24,962	6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	18,662	2,202
当期末残高	6,299	8,501
純資産合計		
前期末残高	5,965,080	6,386,650
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	30,000
当期純利益	432,906	511,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	2,202
当期変動額合計	421,569	479,553
当期末残高	6,386,650	6,866,203

重要な会計方針

項目	期別 前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定してあります。)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>同 左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p>

2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産 同 左</p> <p>無形固定資産 同 左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準等の適用</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が2,804千円減少し、税引前当期純利益が9,581千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>38,352千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>96,447千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>134,799千円</td> </tr> </table>	建 物	38,352千円	器具備品	96,447千円	計	134,799千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>49,316千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>113,320千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>162,636千円</td> </tr> </table>	建 物	49,316千円	器具備品	113,320千円	計	162,636千円
建 物	38,352千円												
器具備品	96,447千円												
計	134,799千円												
建 物	49,316千円												
器具備品	113,320千円												
計	162,636千円												
<p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,498,856千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>353,462千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>119,557千円</td> </tr> </table>	預金	3,498,856千円	未払手数料	353,462千円	未払費用	119,557千円	<p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,477,508千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>333,570千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>123,687千円</td> </tr> </table>	預金	3,477,508千円	未払手数料	333,570千円	未払費用	123,687千円
預金	3,498,856千円												
未払手数料	353,462千円												
未払費用	119,557千円												
預金	3,477,508千円												
未払手数料	333,570千円												
未払費用	123,687千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,065,257千円 受取利息 1,030千円 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,136千円	1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 3,761,890千円 受取利息 6,579千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成21年3月31日	平成21年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 30,000千円 |
| (2) 配当金の原資 | 利益剰余金 |
| (3) 1株当たり配当額 | 5,000円 |
| (4) 基準日 | 平成23年3月31日 |
| (5) 効力発生日 | 平成23年6月29日 |

(リ - ス取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	5,642,056	5,642,056	-
(2)未収委託者報酬	942,664	942,664	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	46,016	46,016	-
(4)未払金	(520,453)	(520,453)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,642,056	-	-	-
未収委託者報酬	942,664	-	-	-

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	-
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	39,590	39,590	-
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	-	-	-
未収委託者報酬	953,916	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	5,362	6,387	1,025
小計	5,362	6,387	1,025
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	51,275	39,628	11,646
小計	51,275	39,628	11,646
計	56,637	46,016	10,621

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
74,035	1,179	12,836

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	50,925	36,515	14,409
小計	50,925	36,515	14,409
計	53,925	39,590	14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>122,901千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>122,901千円</td> </tr> </table> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>52,327千円</td> </tr> </table> <p>(1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,326千円を含んでおります。</p>	退職給付債務	122,901千円	退職給付引当金	122,901千円	退職給付費用	52,327千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその他に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>171,115千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>171,115千円</td> </tr> </table> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>63,772千円</td> </tr> </table> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,307千円を含んでおります。</p>	退職給付債務	171,115千円	退職給付引当金	171,115千円	退職給付費用	63,772千円
退職給付債務	122,901千円												
退職給付引当金	122,901千円												
退職給付費用	52,327千円												
退職給付債務	171,115千円												
退職給付引当金	171,115千円												
退職給付費用	63,772千円												

<p>4. 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>同左</p>
--	----------------------------------

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																								
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>未払事業税</td> <td>15,392千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>28,726千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>50,008千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td> <td>4,321千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,025千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td> <td>99,475千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	未払事業税	15,392千円	賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円	有価証券評価差額	4,321千円	その他	1,025千円	繰延税金資産 合計	99,475千円	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>未払事業税</td> <td>17,667千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td>32,484千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td>69,626千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td> <td>5,832千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,558千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td> <td>130,169千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>	未払事業税	17,667千円	賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円	有価証券評価差額	5,832千円	その他	4,558千円	繰延税金資産 合計	130,169千円
未払事業税	15,392千円																								
賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円																								
有価証券評価差額	4,321千円																								
その他	1,025千円																								
繰延税金資産 合計	99,475千円																								
未払事業税	17,667千円																								
賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円																								
有価証券評価差額	5,832千円																								
その他	4,558千円																								
繰延税金資産 合計	130,169千円																								

(持分法損益等)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
<p>該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	4,065,257	未払 手数料	353,462
							投資助言費用 の支払	609,879	未払費用	119,557

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払 手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（非上場）

（ 1株当たり情報 ）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,064,441円67銭	1株当たり純資産額	1,144,367円30銭
1株当たり当期純利益	72,151円14銭	1株当たり当期純利益	85,292円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	432,906千円	511,755千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	432,906千円	511,755千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

（ 重要な後発事象 ）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間貸借対照表

（単位：千円）

第26期中間会計期間末

（平成23年9月30日）

資産の部

流動資産

現金及び預金	6,348,503
未収委託者報酬	931,255
未収運用受託報酬	30,340
繰延税金資産	42,883

その他		46,838
流動資産合計		7,399,822
固定資産		
有形固定資産		
建物		25,631
器具備品		22,797
有形固定資産合計	1	48,428
無形固定資産		80,075
投資その他の資産		
投資有価証券		230,782
敷金・保証金		222,422
繰延税金資産		95,717
その他		754
投資その他の資産合計		549,677
固定資産合計		678,181
資産合計		8,078,003
負債の部		
流動負債		
未払金		489,894
未払費用		119,669
未払法人税等		143,080
賞与引当金		76,075
その他	2	32,182
流動負債合計		860,902
固定負債		
退職給付引当金		188,834
固定負債合計		188,834
負債合計		1,049,736

(単位：千円)

第26期中間会計期間末

(平成23年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金		300,000
利益剰余金		
利益準備金		56,500

その他利益剰余金		
別途積立金		5,100,000
繰越利益剰余金		1,583,847
利益剰余金合計		6,740,347
株主資本合計		7,040,347
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		12,079
評価・換算差額等合計		12,079
純資産合計		7,028,267
負債純資産合計		8,078,003

中間損益計算書

（単位：千円）

	第26期中間会計期間	
	（自 平成23年4月1日	
	至 平成23年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		4,032,339
運用受託報酬		51,906
営業収益合計		4,084,245
営業費用		2,765,368
一般管理費	1	987,887
営業利益		330,990
営業外収益	2	14,771
営業外費用		75
経常利益		345,686
特別損失	1	16,061
税引前中間純利益		329,624
法人税、住民税及び事業税		139,960
法人税等調整額		5,977
法人税等合計		133,982
中間純利益		195,641

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第26期中間会計期間	
	（自 平成23年4月1日	
	至 平成23年9月30日）	
株主資本		

資本金	
当期首残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	53,500
当中間期変動額	
剰余金の配当に伴う積立	3,000
当中間期変動額合計	3,000
当中間期末残高	56,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	5,100,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,421,205
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	162,641
当中間期末残高	1,583,847
利益剰余金合計	
当期首残高	6,574,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	6,740,347
株主資本合計	
当期首残高	6,874,705
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
当中間期変動額合計	165,641
当中間期末残高	7,040,347
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
評価・換算差額等合計	

当期首残高	8,501
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	3,578
当中間期末残高	12,079
純資産合計	
当期首残高	6,866,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,000
中間純利益	195,641
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,578
当中間期変動額合計	162,063
当中間期末残高	7,028,267

重要な会計方針

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第26期中間会計期間末

（平成23年9月30日）

1 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	62,486千円
器具備品	119,721千円
計	182,208千円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第26期中間会計期間

（自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日）

1 減価償却実施額

有形固定資産	20,670千円
--------	----------

無形固定資産	15,864千円
2 営業外収益の主要項目	
受取利息	10,373千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,000	-	-	6,000

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

（リ - ス取引関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,348,503	6,348,503	-
(2)未収委託者報酬	931,255	931,255	-
(3)投資有価証券 その他有価証券	31,282	31,282	-
(4)未払金	(489,894)	(489,894)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	1,000	1,031	31
小計	1,000	1,031	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	50,650	30,251	20,398
小計	50,650	30,251	20,398
計	51,650	31,282	20,367

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してお

ります。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第26期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第26期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,171,377円87銭
1株当たり中間純利益	32,606円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
--	---

中間純利益	195,641千円
普通株式に係る中間純利益	195,641千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

中央三井アセットマネジメント株式会社の経理状況

（１）委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいて作成しております。

ただし、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しており、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び業府令に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表及び第26期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

科目	第24期 平成22年 3月31日		第25期 平成23年 3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金・預金		1,823,012		2,336,337
2. 前払費用		92,464		56,149
3. 未収委託者報酬		1,023,412		967,198
4. 未収収益		102		53
5. 繰延税金資産		30,247		43,658
6. その他		4,463		6,108
流動資産 計		2,973,703		3,409,505
固定資産				
1. 有形固定資産 1				
(1) 建物		24,815		7,448
(2) 器具備品		36,727		23,068
有形固定資産 計		61,543		30,517
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		114,197		78,445
(2) 電話加入権		1,847		1,847
(3) 電話施設利用権		57		37
無形固定資産 計		116,102		80,330
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		74,897		69,135
(2) 長期貸付金		39,988		37,588
(3) 長期差入保証金		88,736		90,141
(4) 長期前払費用		4,915		2,216
(5) 会員権		25,000		25,000
(6) 貸倒引当金		39,988		37,588
投資その他の資産 計		193,549		186,494
固定資産 計		371,195		297,342
資産合計		3,344,898		3,706,847

科目	第24期 平成22年3月31日		第25期 平成23年3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）				
流動負債				
1．預り金		3,792		3,682
2．未払金				
（1）未払手数料	327,341		298,465	
（2）その他未払金	56,890	384,231	109,112	407,578
3．未払費用		279,266		365,151
4．未払法人税等		114,387		82,266
5．賞与引当金		46,407		50,180
6．資産除去債務		-		16,345
流動負債計		828,085		925,203
固定負債				
1．退職給付引当金		22,905		18,693
2．役員退職慰労引当金		31,800		-
3．繰延税金負債		-		1,600
4．その他		-		20,700
固定負債計		54,705		40,993
負債合計		882,791		966,197
（純資産の部）				
株主資本				
1．資本金		300,000		300,000
2．資本剰余金				
（1）資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金計		50,000		50,000
3．利益剰余金				
（1）利益準備金		25,401		25,401
（2）その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,086,808		2,364,106
利益剰余金計		2,112,210		2,389,507
株主資本計		2,462,210		2,739,507
評価・換算差額等				
1．その他有価証券評価差額金		103		1,142
評価・換算差額等計		103		1,142
純資産合計		2,462,107		2,740,649
負債・純資産合計		3,344,898		3,706,847

(2) 損益計算書

科目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	
	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益				
1. 委託者報酬		9,668,856		9,561,211
営業収益 計		9,668,856		9,561,211
営業費用				
1. 支払手数料		3,855,512		3,634,705
2. 広告宣伝費		89,996		83,750
3. 調査費				
(1) 調査費	234,896		232,183	
(2) 委託調査費	2,921,144	3,156,040	3,098,589	3,330,773
4. 営業雑経費				
(1) 通信費	14,562		14,141	
(2) 印刷費	192,040		206,247	
(3) 協会費	11,699		12,069	
(4) 諸会費	389	218,692	507	232,966
営業費用 計		7,320,241		7,282,194
一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	57,119		62,111	
(2) 給料・手当	609,618		633,310	
(3) 賞与	132,613	799,351	158,866	854,287
2. 福利厚生費		211,448		232,228
3. 交際費		1,056		770
4. 旅費交通費		20,394		21,590
5. 租税公課		11,448		11,095
6. 不動産賃借料		112,953		116,174
7. 退職給付費用		6,497		7,250
8. 役員退職慰労引当金繰入		12,900		8,250
9. 賞与引当金繰入		46,407		50,180
10. 減価償却費		56,560		53,926
11. 諸経費		520,606		540,822
一般管理費 計		1,799,626		1,896,577
営業利益		548,988		382,439

科目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	
	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益				
1. 受取配当金		3,000		63,400
2. 受取利息		1,101		787
3. 雑収入		333		4,513
営業外収益 計		4,435		68,700
営業外費用				
1. 雑損失 1		5,057		573
営業外費用 計		5,057		573
経常利益		548,366		450,566
特別利益				
1. 投資有価証券売却益		2,918		67,194
2. 投資有価証券償還益		-		584
3. 貸倒引当金戻入		2,400		2,400
特別利益 計		5,318		70,179
特別損失				
1. 投資有価証券売却損		17		344
2. 固定資産除却損		-		980
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額		-		12,305
4. 減損損失 2		-		17,622
5. 統合関連費用 1		9,577		51,394
特別損失 計		9,594		82,648
税引前当期純利益		544,090		438,098
法人税、住民税及び事業税	230,069		173,405	
法人税等調整額	1,078	228,991	12,604	160,801
当期純利益		315,099		277,297

(3) 株主資本等変動計算書

		第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	-	-
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,771,709	2,086,808
	当期変動額 当期純利益	315,099	277,297
	当期末残高	2,086,808	2,364,106
利益剰余金合計	前期末残高	1,797,110	2,112,210
	当期変動額	315,099	277,297
	当期末残高	2,112,210	2,389,507
株主資本合計	前期末残高	2,147,110	2,462,210
	当期変動額	315,099	277,297
	当期末残高	2,462,210	2,739,507
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-	103
	当期変動額 (純額)	103	1,245
	当期末残高	103	1,142
評価・換算差額等合計	前期末残高	-	103
	当期変動額	103	1,245
	当期末残高	103	1,142
純資産合計	前期末残高	2,147,110	2,462,107
	当期変動額	314,996	278,542
	当期末残高	2,462,107	2,740,649

重要な会計方針

期別 項目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(2) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	同左
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。</p>	同左
3. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	同左
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	同左
(4) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	-
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。</p>	同左

会計方針の変更

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は2,056千円、税引前当期純利益は14,362千円減少しております。</p>

追加情報

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
-	<p>当社は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員に対する退職慰労金制度を廃止し、退職慰労金を打切り支給することとしました。</p> <p>これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額分13,950千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

1．貸借対照表関係

項目	期別	第24期 (平成22年3月31日)		第25期 (平成23年3月31日)	
1．有形固定資産の減価 償却累計額		建物	28,053千円	建物	33,765千円
		器具備品	177,074千円	器具備品	142,605千円

2．損益計算書関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)								
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>雑損失（臨時経営指導料） 4,490千円 統合関連費用 9,577千円</p>	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>統合関連費用 51,394千円</p> <p>2 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分予定資産</td> <td>本社事務所 (東京都港区)</td> <td>建物、器具備品</td> <td>17,622千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯)</p> <p>上記の資産グループについては、当社グループの経営統合に伴い、将来の使用見込みがなく除却される可能性が高い資産について、除去予定時の帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しました。</p> <p>(減損損失の金額)</p> <p>建物 15,615千円 器具備品 2,007千円 合計 17,622千円</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>当社は、基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく処分される可能性が高いものについては、処分予定資産としてグルーピングしております。</p>	用途	場所	種類	金額	処分予定資産	本社事務所 (東京都港区)	建物、器具備品	17,622千円
用途	場所	種類	金額						
処分予定資産	本社事務所 (東京都港区)	建物、器具備品	17,622千円						

3. 株主資本等変動計算書関係

期別	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)				
項目	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

期別	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)				
項目	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

4．リース取引関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

5．金融商品関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	1,823,012	1,823,012	-
(2) 未収委託者報酬	1,023,412	1,023,412	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,897	9,897	-
(4) 未払金	(384,231)	(384,231)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	65,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内での報告体制を敷いております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表上計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,336,337	2,336,337	-
(2) 未収委託者報酬	967,198	967,198	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	59,135	59,135	-
(4) 未払金	(407,578)	(407,578)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

6．有価証券関係

第24期 (平成22年3月31日)				第25期 (平成23年3月31日)			
1．その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1．その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	9,897	10,000	103	その他	58,149	56,200	1,949
計	9,897	10,000	103	計	58,149	56,200	1,949
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	986	1,000	13	その他	986	1,000	13
計	986	1,000	13	計	986	1,000	13
2．当事業年度中に売却したその他有価証券				2．当事業年度中に売却したその他有価証券			
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
その他	64,901	2,918	17	その他	128,650	67,194	344
計	64,901	2,918	17	計	128,650	67,194	344
3．時価評価されていない有価証券				3．時価評価されていない有価証券			
内容	貸借対照表計上額（千円）			内容	貸借対照表計上額（千円）		
その他有価証券 非上場株式	65,000			その他有価証券 非上場株式	10,000		
4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。				4．その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。			

7. デリバティブ関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

8. 退職給付関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>22,905千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>22,905千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>6,497千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>6,497千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	22,905千円	退職給付引当金	22,905千円	勤務費用	6,497千円	退職給付費用	6,497千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>18,693千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>18,693千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>7,250千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>7,250千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	18,693千円	退職給付引当金	18,693千円	勤務費用	7,250千円	退職給付費用	7,250千円
退職給付債務	22,905千円																
退職給付引当金	22,905千円																
勤務費用	6,497千円																
退職給付費用	6,497千円																
退職給付債務	18,693千円																
退職給付引当金	18,693千円																
勤務費用	7,250千円																
退職給付費用	7,250千円																

9. 税効果会計関係

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">16,271千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,883千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,168千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">25,501千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69,823千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">39,576千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,247千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	16,271千円	賞与引当金繰入超過額	18,883千円	未払事業税	9,168千円	その他	25,501千円	繰延税金資産小計	69,823千円	評価性引当額	39,576千円	繰延税金資産合計	30,247千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">15,294千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">20,418千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">6,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転による除却予定資産減損</td> <td style="text-align: right;">7,170千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,824千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">19,740千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">76,099千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">32,440千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,658千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">806千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,600千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	15,294千円	賞与引当金繰入超過額	20,418千円	資産除去債務	6,650千円	移転による除却予定資産減損	7,170千円	未払事業税	6,824千円	その他	19,740千円	繰延税金資産小計	76,099千円	評価性引当額	32,440千円	繰延税金資産合計	43,658千円	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	793千円	その他	806千円	繰延税金負債合計	1,600千円
繰延税金資産																																													
貸倒引当金繰入超過額	16,271千円																																												
賞与引当金繰入超過額	18,883千円																																												
未払事業税	9,168千円																																												
その他	25,501千円																																												
繰延税金資産小計	69,823千円																																												
評価性引当額	39,576千円																																												
繰延税金資産合計	30,247千円																																												
繰延税金資産																																													
貸倒引当金繰入超過額	15,294千円																																												
賞与引当金繰入超過額	20,418千円																																												
資産除去債務	6,650千円																																												
移転による除却予定資産減損	7,170千円																																												
未払事業税	6,824千円																																												
その他	19,740千円																																												
繰延税金資産小計	76,099千円																																												
評価性引当額	32,440千円																																												
繰延税金資産合計	43,658千円																																												
繰延税金負債																																													
其他有価証券評価差額金	793千円																																												
その他	806千円																																												
繰延税金負債合計	1,600千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	2.9%	評価性引当額の減少	1.6%	住民税均等割	0.1%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%																														
法定実効税率	40.7%																																												
(調整)																																													
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	2.9%																																												
評価性引当額の減少	1.6%																																												
住民税均等割	0.1%																																												
その他	0.4%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%																																												

10. 資産除去債務関係

第25期
平成23年3月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用に賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	5,776千円
時の経過による調整額	79千円
見積りの変更による増加額	10,489千円
期末残高	<u>16,345千円</u>

当社グループの経営統合に伴い、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

11. セグメント情報等

第25期
(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(セグメント情報)

第24期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	1,336,886千円
中央三井VAバランスファンド(株25/100)	1,150,446千円

(注)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載して
おります。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度において、17,622千円の減損損失を計上しておりますが、当社は投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 最終改正平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

12. 関連当事者との取引関係

第24期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	3,600,680	未払手数料	300,655
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借(注2)	2,778,495 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	235,031 49,803 71,548
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	45,122	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有)直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払 統合関連費用	51,394	未払金	15,680

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1)支払代 hands 手数料	3,100,880	未払手数料	243,621
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1)調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借 (注2)	2,425,966 -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	201,863 11,088 72,681

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報

項目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	487,545円94銭	542,702円95銭
2. 1株当たり当期純利益	62,395円92銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	54,910円36銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当期純利益(千円)	315,099	277,297
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	315,099	277,297
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050	5,050

14. 重要な後発事象

第24期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 充男 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第26期中間会計期間末 平成23年9月30日	
	金額（千円）	
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金		2,380,387
2. 前払費用		64,463
3. 未収委託者報酬		912,743
4. 未収収益		50
5. 繰延税金資産		43,804
6. 1年内回収予定の差入保証金		91,552
7. その他		1,135
流動資産 計		3,494,136
固定資産		
1. 有形固定資産 1		
(1) 建物		4,874
(2) 器具備品		23,552
有形固定資産 計		28,426
2. 無形固定資産		
(1) ソフトウェア		64,361
(2) 電話加入権		1,847
(3) 電話施設利用権		27
無形固定資産 計		66,235
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		58,718
(2) 長期貸付金		36,338
(3) 長期前払費用		1,808
(4) 会員権		25,000
(5) 貸倒引当金		36,338
投資その他の資産 計		85,526
固定資産 計		180,189
資産合計		3,674,325

科目	第26期中間会計期間末 平成23年9月30日	
	金額（千円）	
(負債の部)		
流動負債		
1. 預り金		3,425
2. 未払金		
(1) 未払手数料	310,451	
(2) その他未払金 2	81,207	391,659
3. 未払費用		302,029
4. 未払法人税等		55,232
5. 賞与引当金		52,320
6. 役員賞与引当金		2,356
7. 資産除去債務		16,385
流動負債 計		823,409
固定負債		
1. 退職給付引当金		19,861
2. 繰延税金負債		403
3. その他		15,475
固定負債 計		35,740
負債合計		859,149
(純資産の部)		
株主資本		
1. 資本金		300,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		50,000
資本剰余金 計		50,000
3. 利益剰余金		
(1) 利益準備金		25,401
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,441,256
利益剰余金 計		2,466,658
株主資本 計		2,816,658
評価・換算差額等		
1. その他有価証券評価差額金		1,481
評価・換算差額等 計		1,481
純資産合計		2,815,176
負債・純資産合計		3,674,325

(5) 中間損益計算書

科目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
	金額(千円)	
営業収益		
1. 委託者報酬		5,398,191
営業収益 計		5,398,191
営業費用		
1. 支払手数料		2,281,099
2. 広告宣伝費		52,806
3. 調査費		
(1) 調査費	113,633	
(2) 委託調査費	1,699,582	1,813,215
4. 営業雑経費		
(1) 通信費	5,849	
(2) 印刷費	105,715	
(3) 協会費	6,167	
(4) 諸会費	561	118,293
営業費用 計		4,265,414
一般管理費		
1. 給料		
(1) 役員報酬	44,415	
(2) 給料・手当	323,432	
(3) 賞与	56,367	424,216
2. 福利厚生費		127,354
3. 交際費		397
4. 旅費交通費		9,674
5. 租税公課		6,980
6. 不動産賃借料		59,038
7. 退職給付費用		3,434
8. 賞与引当金繰入		52,320
9. 役員賞与引当金繰入		2,356
10. 減価償却費 1		24,737
11. 諸経費		279,843
一般管理費 計		990,353
営業利益		142,423

科目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
	金額(千円)	
営業外収益		
1. 受取利息		369
2. 貸倒引当金戻入		1,250
3. 雑収入		3
営業外収益 計		1,623
営業外費用		
1. 雑損失		85
営業外費用 計		85
経常利益		143,961
特別利益		
1. 投資有価証券売却益		153
特別利益 計		153
特別損失		
1. 投資有価証券売却損		2
2. 統合関連費用		15,235
特別損失 計		15,238
税引前中間純利益		128,876
法人税、住民税及び事業税	52,275	
法人税等調整額	549	51,725
中間純利益		77,150

(6) 中間株主資本等変動計算書

第26期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	50,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	50,000
資本剰余金合計	当期首残高	50,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	25,401
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	2,364,106
	当中間期変動額	中間純利益 77,150
	当中間期末残高	2,441,256
利益剰余金合計	当期首残高	2,389,507
	当中間期変動額	77,150
	当中間期末残高	2,466,658
株主資本合計	当期首残高	2,739,507
	当中間期変動額	77,150
	当中間期末残高	2,816,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	1,142
	当中間期変動額（純額）	2,624
	当中間期末残高	1,481
評価・換算差額等合計	当期首残高	1,142
	当中間期変動額	2,624
	当中間期末残高	1,481
純資産合計	当期首残高	2,740,649
	当中間期変動額	74,526
	当中間期末残高	2,815,176

重要な会計方針

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産	<p>定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p> <p>定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (2) 賞与引当金 (3) 役員賞与引当金 (4) 退職給付引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

追加情報

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
2. 役員賞与引当金	役員賞与制度新設に伴い、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、当中間会計期間から役員賞与引当金を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 35,117千円 器具備品 143,248千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうち、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
1. 減価償却実施額	有形固定資産 8,010千円 無形固定資産 16,727千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)				
	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当中間 会計期間末
1. 発行済株式に関する事項	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

リース取引関係

第26期中間会計期間 （平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで）
当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

金融商品関係

第26期中間会計期間 （平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで）			
金融商品の時価等に関する事項			
平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。			
	中間貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,380,387	2,380,387	-
(2) 未収委託者報酬	912,743	912,743	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	48,718	48,718	-
(4) 未払金	(391,659)	(391,659)	-
（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。			
（注1）金融商品の時価の算定方法			
（1）現金・預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。			
（2）未収委託者報酬及び（4）未払金			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。			
（3）投資有価証券			
投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。			
（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。			
内 容	中間貸借対照表計上額（千円）		
非上場株式	10,000		
上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。			

有価証券関係

第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)			
1. その他有価証券			
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	200	200	0
計	200	200	0
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
投資信託受益証券	48,518	50,000	1,482
計	48,518	50,000	1,482
非上場株式（中間貸借対照表計上額 10,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

デリバティブ関係

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

資産除去債務関係

第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
	千円
期首残高	16,345
時の経過による調整額	40
中間期末残高	16,385

セグメント情報等

第26期中間会計期間
(平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(セグメント情報)

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド(ブラジル・レ アルコース)	1,201,868千円
中央三井高金利ソブリンオープン	535,464千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

1 株当たり情報

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	557,460円63銭
1株当たり中間純利益	15,277円38銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
中間純利益(千円)	77,150
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	77,150
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050

重要な後発事象

第26期中間会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成23年9月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037 1	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸福証券株式会社	852	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

1：資本金の額は平成24年4月1日現在です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

（参考）再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成23年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に委託会社又は受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月6日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任

社員 公認会計士 石井 勝也

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている チャイナ・グッドカンパニーの平成23年3月16日から平成24年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・グッドカンパニーの平成24年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月27日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 勝 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月14日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井勝也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ・グッドカンパニーの平成22年3月23日から平成23年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・グッドカンパニーの平成23年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 壁谷 恵嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。